

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年4月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第 2200821 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (厚) 第 2300008 号

第 1 結論

請求者の A 社(現在は、B 社)における平成 24 年 2 月 2 日の標準賞与額を 20 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 2 月 2 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 24 年 2 月 2 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 2 月 2 日

A 社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金事務所からの手紙により、当該標準賞与額の記録がないことを知った。請求期間に係る賞与支給明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書並びに A 社の同僚の賞与に係る元事業主の回答及び陳述により、請求者は、同社から 20 万円の賞与が支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、上記賞与の支給日については、上記賞与支給明細書に「平成 23 年 12 月 25 日支給」と記載されているものの、A 社の同僚の請求期間の賞与に係る元事業主の回答及び陳述並びに同僚から提出された支給日に関するメモ、預金通帳の写し及び当該同僚の陳述から判断すると、平成 24 年 2 月 2 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 2 月 2 日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はない

ことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200664号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月10日から昭和62年3月10日まで

請求期間に勤務したA社の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和57年5月21日から昭和59年6月10日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者は、A社に勤務していたことが認められる。

また、商業登記簿謄本により確認できるA社の変更前の商号(昭和56年3月26日商号変更)であるB社は、昭和52年11月1日から昭和54年10月31日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所となっている。

しかしながら、B社の事業所別被保険者名簿においては、請求者及び請求者が記憶する同僚5人の氏名は見当たらず、当該同僚のうちの一人名は、請求期間の一部期間においてA社に係る雇用保険の被保険者であるところ、当該期間が国民年金保険料納付済期間となっている。

なお、上記の事業所別被保険者名簿において、被保険者の整理番号に欠番はない。

また、上記の商業登記簿謄本により確認できる請求期間当時に代表取締役であった3人を含む役員5人に照会を行ったものの、請求者を記憶していると回答した者はおらず、請求期間当時の資料を保有していると回答した者はいない。

さらに、B社の事業所別被保険者名簿に氏名がある14人のうち、住所が確認できる10人に照会を行い、5人から回答を得たものの、請求者を記憶していると回答した者はいない。

加えて、請求者は、請求期間当時の給与明細書等の資料を保有していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200675号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300007号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年3月
② 令和元年6月
③ 令和2年6月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から請求者の請求期間①、②及び③に係る給与明細書及び賃金台帳(以下「給与明細書等」という。)が提出されたところ、各請求期間の給与明細書等において、賞与額、給与額及び厚生年金保険料控除額の記載が確認できる。

しかしながら、上記控除保険料は、請求期間①、②及び③の前後月の給与において控除されている厚生年金保険料と同額であることから、各請求期間の給与明細書等に記載されている厚生年金保険料は、給与から控除される厚生年金保険料と推認できる。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③の期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。